

## 相模原市告示第465号

### 相模原都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年12月2日

相模原市長 本村 賢太郎

#### 1 都市計画の種類

相模原都市計画生産緑地地区

#### 2 都市計画を定める土地の区域

##### (1) 追加する部分

なし

##### (2) 削除する部分

相模原市南区相模台三丁目地内

##### (3) 変更する部分

相模原市緑区相原一丁目、相原二丁目、相原三丁目、上九沢、下九沢及び東橋本二丁目、中央区上溝、上溝二丁目、上矢部一丁目、上矢部二丁目、上矢部五丁目、水郷田名一丁目、清新六丁目、田名、東淵野辺三丁目、東淵野辺四丁目、東淵野辺五丁目、淵野辺本町一丁目、淵野辺本町二丁目、淵野辺本町三丁目、淵野辺本町四丁目、宮下本町一丁目、宮下本町三丁目及び横山台一丁目並びに南区磯部、鵜野森二丁目、鵜野森三丁目、大野台六丁目、大野台七丁目、上鶴間本町一丁目、上鶴間本町四丁目、上鶴間本町六丁目、上鶴間本町八丁目、古淵一丁目、相模台七丁目、下溝、当麻、西大沼四丁目、東大沼一丁目及び東大沼三丁目地内

#### 3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課